広報いずみざき

（毎月5日発行）
編集者　地域振興課　笠井由春
発行所　泉崎村役場
印刷所　ワタベ印刷所

村民の動き

		本月	前月
世帯		1,120	1,118
人口	数男	2,647	2,640
	女	2,721	2,718
	計	5,368	5,358

花き集団産地育成事業進む

花きの需要増大に対応して、集団産地の育成を目途に、本県の花き園芸振興対策要綱に基づき、本村内でも立地条件が花きの栽培に適し、しかも栽培意欲が旺盛で、共同意識が高い地域であると認められまして関平地区の関平花き生産組合が、組合員十八名が指定されました。

この事業は、昭和四十八年度が第一年目で母樹導入三〇アール設置と二重パイプハウス五棟の新設で総事業費一、九一千円で完了し第二年目の昭和四十九年度分は、繁殖育苗施設の充実を図りこの施設により同一規格品の量産を図り産地化促進と共に主産地の確立を図るため、第一年次に続いて二重パイプハウス三棟、これ等のハウスに暖房機、かん水施設を設置する事業で総事業費三、七八五千円で第二年目分も完了しました。

これ等の施設で只今繁殖育成を行なっています。

更らに第三年目の昭和五十年度も引続き母樹の導入と集出荷施設の設置を計画しております。

村民の皆様のご声援を心からお願いします。

〔写真は完成したビニールハウス（二重）〕

公職選挙法施行令の一部改正について

公職選挙法施行令の一部が改正され、重度心身障害者の郵便による不在者投票制度が採用されることになりましたので、その概要についてお知らせいたします。

郵便により不在者投票ができる者は次に掲げる方々です。

(1) 身体障害者福祉法第四条に規定する者については、身体障害者手帳に、両下肢等の障害の程度が両下肢若しくは体幹の障害にあっては「一級～二級」心臓、じん臓若しくは呼吸器の障害にあっては「一級～三級」である者として記載されている者、又は両下肢等の障害の程度がこれらの障害の程度に該当する旨、都道府県知事又は指定都市の長が書面により証明した者。

(2) 戦傷病者特別援護法第二条第一項に規定する者については、戦傷病者手帳に、両下肢等の障害の程度が、両下肢若しくは体幹の障害にあっては特別項症から第二項症まで、心臓、じん臓若しくは呼吸器の障害にあっては、特別項症～第三項症である者として記載されている者、又は両下肢等の障害の程度がこれらの障害の程度に該当する旨、都道府県知事が書面により証明した者。

なお、郵便による不在者投票について詳しいことは選管にお尋ね下さい。

泉崎第二小学校――緑の少年団結成!!――県よりすいせんを受けて

自然に親しみ、自然を愛し、自然愛護活動を実践する「緑の少年団」が、四月より泉崎二小に結成される。

四年生以上が団員となり、協力して自然愛護活動を行ない、団体生活を通じて自然に対する愛護心の啓蒙普及を行なうことになるわけで、すでにユニホームのデザインもきまり、団旗寄贈の申しいでもあり順調にそのスタートの時を迎えようとしている。

尚、泉崎第二小学校緑の少年団に対し物心両面の指導援助を与えその育成、運営に努めることを目的とする育成会が、その目的に賛同する成人によって結成されるべきことが県の規約にうたわれている。

昭和50年度より――愛鳥モデル校に――泉崎第二小学校指定される

環境緑化県第一位知事賞の栄冠に輝く泉崎二小は、この四月から県南からたった一校だけ選抜されて「愛鳥モデル校」に指定される。

わが泉崎村のシンボル烏峠は、向う十年間禁猟区として「野鳥の森」が設定された。すでにキジ20羽が放鳥され、西欧のスイスのように人間をこわがらない野鳥が、峠山を訪れる人々の肩に舞いおりるようにでもなったら、たいへんな夢の楽土の実現ということになる。

四六時中、樹木や花に親しんでいる二小の子どもたちに愛鳥の心と学習とが加われば、より充実した情操が養われることは明らかで同校ではそれにふさわしい教育課程の構想を今考えている。

〈郷土編纂資料室だより〉

梅若さまと番場踊り

旧三月十五日は梅若さまの命日である。

梅若さまは、公家の京都北白川吉田荘少将藤原惟房と妙亀（花女とも言う）との間に生れた息である。

梅若が五歳の折に、父の惟房が死去した。父の死後梅若は、比叡山月林寺に登り、梅若丸と名乗り修業の身となった。

或時母病気との俄かの使者が参り梅若丸は急ぎ北白川の舘に帰ろうと寺をあとにしたが、病気とは偽りで、此の使者は人買人であった。この人買人は泉崎村泉崎の住人で、奥州五十四郡に名のある、信夫の藤太であった。

信夫の藤太に誘拐された、梅若丸は東へ東へと連れ去られた。その途中で病のため、貞元元年（九七六年）三月十五日遂に不帰の客となったと言う。その墓は東京都墨田区堤通り二丁目二六木母寺に在る、梅若塚がこれである。

梅若丸に就ては、泉崎村都橋に仮住しておったと里民の言い伝えがある。梅若丸の所持しておった守り本尊不動尊像は、藤太に奪われたが、藤太が捕吏に追われた時泉川に落した。此の守本尊は厨子入りの高さ二寸五分（或は一寸八分とも言う）の金仏であった。

落した不動尊像を農夫久八と言う者が拾い所持しておったが、怪異のことあり、太田川の平沢山に不動堂をつくり安置しておったが怪異なことが続いたので、烏峠円満寺へ移し納めた。その後この不動尊像は行方不明となった。

旧三月十五日の梅若丸の命日には、農業を休み、かみごととして餅を搗き、或は赤飯を炊き又は甘酒をひいて供養した。この風習は関東地方及び福島県南部、会津地方に今尚残っている。特に泉崎では、此の日に「番場踊り」を踊り供養した。このことは、白河藩主松平定信に仕えた屋代弘賢は、その著「諸国風俗問状答」に、また屋代の依頼によって、同藩駒井乗邨の「白河風俗問状答」のなかに番場踊りの事が収録されている。

この番場踊りは、先ず桶に水をはり、これに別の桶を逆さまに伏せて、その桶の尻を叩き調子をとる、桶の廻りには、山吹きの花、つつじの花、フキの花を飾り、四歳から十四歳位までの男女の子供が晴着を着てタスキをかけて、踊り廻る。

文化十年の番場踊りの歌詞が次のように記録されている。

へ番場エエヤレソレ
番場でうまる、二の丸からうまる
おこん小袖のもみのうら
トントンヤレソレ
紅の裏とは、どなたのことか
おこん小袖のもみのうら
紅のうらとは、どなたの事か
ヤレソレトントン
あわれなるかな、梅若さまは
しらぬ、あずまの土となる
トントンヤレソレ
おらが姉様三人ござる
一人姉様おたいこ上手
ひとり姉様おつつみ上手
下谷エエ、このアレソレ
下谷一番、伊達者でござる
五両でエーニヤレソレ
五両で帯買うて
三両でくけて
くけめくけめへ、七ふささげて
トントンヤレソレヤレソレ。

この踊りは、泉崎独特の重要無形文化財であり、福島県下では最も古い無形文化財でもある。この伝承も次第に影をうすめてゆきつつあることは誠に残念である。

泉崎村郷土調査研究会長
遠藤輝之助

国民年金委員決まる

国民年金事業の育成と住民福祉向上に積極的な協力に円滑な推進活動を図るため、次の方々が国民年金委員に委嘱されました。

村民の皆様と共々ご協力ご支援下さるようお願いします。

（委員名）（担当区域）

大森　政　太田川
箭内　誠　踏瀬、踏長
海上　吉恵　宿舘
坂本　三郎　原
松川　倉一　桠内、富久保、入中
常盤　正清　高根
小針　藤重　新田、山寺
木野内覚夫　上町
田崎　武水　瀬知房前
鈴木　正吉　瀬知房後、屠胴原
北沢　武茂　下町
菊地　清　堂ノ下

!!納められなかった国民年金保険料が納められます!!

国民年金の保険料を納める権利は、二年の時効によって消滅するので長い間保険料を納めないでいると、納付期間を不足して将来、年金を受けることができなくなってしまいます。そこで何かの事情で保険料を納められなくて時効にかかっている期間があり、今後保険料を完納しても老令年金を受けるための納付条件を満せない人にも、年金を受ける権利を確保する機会を与えるために時効分保険料を納めることができる特例ができました。この機会を見逃しますと将来年金を受けることができなくなったり、年金額を減額されたりします。この特例を受けられる人は現在年金に加入している人、又過去に加入していたが現在は加入していない人も含まれます。ただし「任意加入被保険者」は除かれます。

なお納付期限は昭和五十年十二月三十一日までとなっており、一月九〇〇円で未納期間の古い月分から順に納めていくことになっています。尚、納付の方法は役場に出向い納付書を発行してもらい、郵便局で納付することになっており一括納付でも分割納付でもよいことになっておりますから納め忘れなどにより再び年金権の確保ができなくなることのないよう必ず期間内に完納されるようお願い致します。

石油類の貯蔵は許可が必要です

消防法ではガソリン、灯油、軽油などの石油類を貯蔵したり、取扱ったりするときは、その量によって許可が必要になります。

その種類別数量は次のとおりです。

（区分）　（許可が必要な数量）
ガソリン　一〇〇リットル以上
灯　油　五〇〇リットル以上
軽　油　五〇〇リットル以上
重　油　二〇〇〇リットル以上

村営住宅入居者申込受付開始

待望の第三年次分村営住宅は近日中に完成の運びとなりましたので、入居希望者を左記要領により申込を受付けます。

一、建築物の種類並びに構造
1、第一種簡易耐火構造平家建
一棟（五戸）
一戸当り床面積　四四・四㎡
2、第一種簡易耐火構造二階建
一棟（五戸）
一戸当り床面積　五一・〇㎡

二、入居申込
1、村営住宅入居者資格
独身者は認めない（但し申込時に於いて婚約者は除く）
2、入居申込書並に添付書類
申込用紙は役場地域振興課建設係にあります。
・添付書類
(イ)給与所得者にあっては前年度の所得税に係る源泉徴収票、その他の者は、居住地の市町村長の所得証明書
(ロ)婚姻の予定者は、婚姻予約証明書（媒妁人または相方の親の証明）
(ハ)同居しようとする別居の親がある場合は、その者の住民票の抄本
3、入居申込受付
昭和五十年三月十五日から三月三十日まで、但し土曜日、日曜日、祭日は除く。
4、入居者の決定
申込書及び添付書類を審査のうえ、抽せんにより決定します。
尚、詳細については地域振興課建設係にお問合せ下さい。

白鳥飛来する

―関和久・屠胴塚池に―

去る二月十七日本村関和久字屠胴塚池に白鳥四羽が訪れました。これを見た、鯉なか食堂店主の田崎育也氏は早速白鳥の好物であるミカン皮、茶カラなどを与えましたが、池の中央でなかなか白鳥の居所までは届かず、又池面は永結しており給餌は困難の状況でしたが、明けて明朝、前日与えた餌は若干食べた様子と伺いました。

〔写真は屠胴塚池にての白鳥〕

都橋山住宅地分譲公募について

本村では前回に引続き第二期分を、次の要領で住宅用地を分譲します。

一、申込者の資格
(1)　村内に居住している者又は居住しようとする者
(2)　自己又は自己のための従業員の用に供するための用地を必要とする者
(3)　分譲対価の支払能力があるもの

二、申込の方法
(1)　受付の期間　昭和五十年三月十七日から三月廿二日まで毎日午前十時から午後四時まで（但し祭日は除きます）
(2)　申込の場所　役場地域振興課（二階）
(3)　申込時に必要な書類（各一通）
(イ)住宅地購入申込書（役場に用意してあります）
(ロ)住民票謄本（居住地役場）
(ハ)所得証明書（居住地役場）

三、申込時の注意事項
(1)　現地をよく見て申込んで下さい
(2)　申込書には希望の区画番号を明確に記入して下さい
(3)　分譲価格は一平方米七千円

四、譲渡者の決定
(1)　同一区画に申込者多数の場合は抽せんにより決定します
(2)　抽せん日　三月二十七日午前十時から正午まで
(3)　抽せん場所　役場会議室
定刻までに出席しないときは棄権とみなします。
別に通知しませんので注意して下さい

五、譲渡の条件
(1)　契約の約款を尊守すること
(2)　住宅用地以外に使用しないこと
(3)　契約の日から二ヶ年以内に居住用住宅を建築すること
(4)　住宅建築のときは家庭用排水マンホールの設置し村の簡易水道を使用し各戸に井戸は掘らないこと
(5)　分譲単価は、一平方米当り金七千円であること

六、契約の時期及び場所
昭和五十年三月三十一日午前十時から正午まで
泉崎村役場会議室（二階）

七、代金の納入方法
契約時に全額納入すること

八、諸経費の負担
(1)　土地登記、印紙代、その他の経費として金五千円を契約時に納入して下さい。
註　この経費は後日精算の上増減を生じた場合は、追徴または還付いたします

九、分譲地の区画と計画面積

No.		
1	三〇〇平方米	
2	三〇〇	〃
3	三〇〇	〃
4	三〇〇	〃
5	三〇〇	〃

註　計画面積であるので工事完了時点に再度確定測量を行ない契約時点で確定いたしますので現時点と多少の差が生じることも予想されますので、あらかじめご了承願います。

十、事務担当課
泉崎村役場地域振興課
電話（〇二四八三）二一一一番

お知らせコーナー

部落対抗卓球大会盛会に終る

村内部落対抗卓球大会は、体育協会主催で去る二月十六日（日）午前九時から参加十チームで泉崎中学校体育館で行なわれ試合結果は次のとおりでした。

優勝　高根チーム
準優勝　北平山チーム
三位　太田川Aチーム
（体育協会）

労働保険の年度更新

昭和五十年度の労働保険（労災保険、雇用保険（失業保険））の年度更新の時期がまいりました。

今年の年度更新は、労災保険率の引上げ、雇用保険率の一部改訂が行なわれましたので、四月初めに局県から送付される申告用紙と記入要領をよくお読みいただいて五月十五日までに、自主申告、自主納付を最寄りの金融機関、郵便局、労働基準監督署又は、県失業保険課にされますようお願いいたします。

また期日までに申告ができるよう、**賃金台帳**等を整備しておかれるようお願いいたします。

事業主各位

福島労働基準局
福島県商工労働部

役場職員の採用

二月一日付本村役場職員が各々の職場に就職されました。

▽管理課
三村　緩　中野目春雄
吉田　一男　大野　正一

▽地域振興課
五十嵐　寛　海上　洋美

▽診療所
緑河　啓司　鈴木　実
大森　悦子　星　キヨ子

▽幼稚園
田崎　健夫

▽公民館
秋山　一重

『砂糖のかしこい消費』

◇砂糖の正体　それは何といっても甘いということです。チョウやアリ、ミツバチなどは甘味に敏感です。砂糖を二五〇倍に薄めた水にも集まってくるほどです。そのためか、彼らは高等動物というこことになっています。それからすると人間は霊長類、なかでもとくに女性や子供が甘いものを好むのは当然です。

砂糖は水によく溶け果糖とブドウ糖に分解して、からだにすぐ吸収されます。吸収が早い上に一グラムで約四カロリーもあるため疲労回復にはとくによく効きます。ハイキング等で氷砂糖をしゃぶり病気になるとブドウ糖の注射をするのはこのためです。

◇砂糖の種類と性質

『ソフトシュガー』
結晶が細かく、しっとりしたさとうです。

『上白糖』
ソフトな感じと風味、何にでも使えます。

『中白糖』
淡黄色で甘みの強い砂糖

『三温糖』
濃い黄褐色で強い甘みのもの。

『ハードシュガー』
結晶が大きく硬い感じのさとうです。

『グラニュー糖』
さらさらした感じ、クセのない淡白な甘さ。

『白ザラ糖』
無色透明でツヤのある高級砂糖です。

『液糖』
糖皮が70%位の砂糖のシロップ清涼飲料や菓子などの業務用に使われます。

『その他氷砂糖』
結晶がとくに大きい果実酒づくりには欠かせません。

おめでたおくやみ

□出生おめでとうございます

（お子様名）　（父名）

三本木　昌子　森男
大字太田川字二ッ堂十四

大森　修　弘美
大字泉崎字十八夜山一の十

小林　由紀　忠男
大字泉崎字富久保九

長久保　知子　重行
大字泉崎字長峯三の八

中野目　美穂　春雄
大字泉崎字外ノ入二四

加覧　雄二　澄博
大字泉崎字谷地久保三四

久保木　絵里子　信男
大字太田川字居平十九

田崎　真理子　政志
大字関和久字愛宕町八〇

鈴木　儀広　儀明
大字関和久字瀬知房八

鈴木　愛子　勝
大字関和久字瀬知房七

鈴木　建志　克彦
大字関和久字蛭田谷地四七

鈴木　英智　誠一
大字関和久字如信沢三四

■謹んでお悔み申しあげます

海上　カネ　八〇才
大字泉崎字新宿一六

野崎　一意　五三才
大字泉崎字下根岸五四

中野目　アキ　七二才
大字泉崎字小林四

柳河　秋正　一八才
大字関和久字上町一二三

深沢　吉弥　六六才
大字関和久字下町五九

佐川　友市郎　七七才
大字関和久字庭渡神社三一の四

穂積　兼次郎　七六才
大字関和久字北田七二